

令和4年度

静岡県への中央日本四県の教育旅行支援金交付事業

本県を目的地として、中央日本四県（静岡県・山梨県・長野県・新潟県）の学校等が実施する教育旅行に対し、支援金を交付します

【概要】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内観光産業の回復を図るため、本県を目的地として、静岡県、山梨県、長野県、新潟県（以下「中央日本四県」という。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

【対象者】

中央日本四県の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等

【支援要件】

- 1、中央日本四県を発着地とする同四県の学校等が実施する教育旅行で、以下の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 旅行行程の一部に貸切バスを利用すること。
 - (2) 静岡県内のふじのくに安全・安心認証の認証を受けた宿泊施設（申請済みを含む）に1泊以上もしくは県内の有料入場施設、飲食施設等（※）を1日に2ヶ所以上利用すること。
 - (3) 旅行の出発日が令和4年4月18日以降かつ帰着日が令和5年1月31日以前であること
- 2、次に掲げる感染症対策を実施していること。
 - (1) 一般社団法人日本旅行業協会の定める「国内修学旅行の手引き」を遵守すること
 - (2) 感染症対策チェックリストを実績報告時に提出すること
- 3、国、静岡県及び静岡県観光協会が実施する助成制度を受けていないこと
例) しずおか元気旅、駿河湾フェリー運賃半額キャンペーン

【支援額】 ※支援対象は、生徒・児童のみです（引率教員は対象外です）

- ☛ 静岡県内に宿泊する場合
生徒・児童1人あたり2,000円 ※上限1泊
- ☛ 日帰りの場合
生徒・児童1人あたり1,000円

交付の流れ

① 学校等：マイページ登録

学校名、所在地、校長名、担当者名、連絡先、支援金振込先口座等をマイページ登録フォームより登録してください。

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

パスワードは再発行できません。必ずお控えください。

初回のみ登録が必要です。2回目以降の支援金申請においては、②からお進みください。

登録後、協会より承認メッセージが届きます。届いたら、申請可能です。

② 学校等：支援金申請

電子申請

旅行出発日の7日前までに申請フォームより交付申請

〈添付書類〉 PDFにて添付

旅行行程表（日時、生徒・児童数、貸切バス利用区間、宿泊・有料施設等が確認できるもの）

③ 協会：支援金申請受理

内容審査後、受理の可否をマイページにて通知します。

不備がある場合にはマイページに修正依頼が届きますので、各自、マイページにて承認ステータスをご確認ください。

④ 学校等：変更申請・取下げ

電子申請

旅行中止や、当日の欠席により旅行参加生徒数が減少となった場合は、速やかに修正フォームより取下げ申請または人数変更を行ってください。

⑤ 学校等：実績報告・請求

電子申請

旅行実施後、10日以内に報告・請求フォームより実績報告及び請求

期日までに実績報告書の提出がない場合、受理された旅行についても支援金の支払いは行いません。

〈添付書類〉 PDFにて添付

- ・最終行程表
- ・県内宿泊の場合、宿泊証明書〔様式1〕
- ・日帰りの場合、有料入場・食事施設等の利用証明書〔様式1〕または領収書の写し※
- ・別紙感染症対策チェックリスト〔様式2〕

※領収書を添付する場合は、但し書きとして参加生徒人数を記載してください

⑥ 協会：支援金の支払い

実績報告兼請求受理後、内容を審査し、適当と認めたときは支援金の額を確定し、支払います。

その他

1、「有料入場施設等」「飲食施設」について

補助要件に掲げる「有料入場施設」「飲食施設等」は以下の考え方にに基づき認定。

「有料入場施設」

- ① 入場料が発生する施設（動物園、博物館、美術館 等）
- ② 体験料が発生する施設（収穫体験、工芸体験 等）

※土産物店は対象外

「飲食施設」

店内食を原則とします。ただし、ミールクーポンを利用した自由食は対象となります。（例：エスパルスドリームプラザや河岸の市でのミールクーポン）

※サービスエリア・パーキングエリア、弁当仕出し屋は対象外

2、旅行内容を変更する場合について

原則として、欠席等の理由による参加生徒人数の減数のみ受け付けます。旅行実施日の変更等、その他内容に変更が生じた場合は新規申請が必要です。静岡県観光協会までお問い合わせください。

3、支援金の支払いについて

支援金の申請を受理された旅行についても、旅行実施後 10 日以内に実績報告がない場合、支援金の支払いは行いません。

4、事業停止の判断について

「国レベルⅢ」相当で新規の受付を停止します。

マイページ登録はこちら

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

支援金申請はこちら（マイページログイン）

<https://area31.smp.ne.jp/area/p/njsf5pfpgp5lfrakh7/FIC8D9/login.html>

【問合せ先】

公益社団法人静岡県観光協会

国内マーケティング課

担当：中野、渥美

TEL：054-202-5595（平日 8:30～17:15）

Email:kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp